

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月21日
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中 富 一 郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目 4 番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼社長室長 中 塚 琢 磨
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目 2 番 2 号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼社長室長 中 塚 琢 磨
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 772,380,000円 オーバーアロットメントによる売出し 121,005,000円

（注）1．募集金額は、発行価額の総額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2．売出金額は、売出価額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月7日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年10月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、国内一般募集の発行数及び募集条件、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数及び売出条件、その他この新株式発行及び株式売出しに関し必要な事項が平成25年10月21日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 3 株式の引受け
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）
- 2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる国内売出し）

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2 海外における当社普通株式の募集及び売出しについて
- 3 ロックアップについて
- 4 オーバーアロットメントによる売出し等について
- 5 親引け先への販売について

3【訂正箇所】

訂正箇所は___罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	5,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(注) 1. 平成25年10月7日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、平成25年10月7日(月)開催の取締役会決議により発行される、公募による新株式発行の発行株式総数33,600株の一部をなすものであります。本募集（以下「国内一般募集」という。）とは別に、米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における当社普通株式の募集（以下「海外募集」という。）及び当社株主が所有する当社普通株式の売出し（以下「海外売出し」という。）が行われます。また、海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、J.P. Morgan Securities plcが当社株主からJPモルガン証券株式会社を經由して借入れる当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における売出し（以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」といい、海外募集及び海外売出しと併せて以下「海外募集売出し」と総称する。）を行う場合があります。

なお、公募による新株式発行に際しては、国内一般募集株数5,600株及び海外募集株数28,000株を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されます。

海外募集売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外における当社普通株式の募集及び売出しについて」及び後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、JPモルガン証券株式会社が当社株主から840株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる国内売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 公募による新株式発行とは別に、平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のJPモルガン証券株式会社を割当先とする当社普通株式840株の第三者割当増資（以下「国内第三者割当増資」という。）及びJ.P. Morgan Securities plcを割当先とする当社普通株式5,460株の第三者割当増資（以下「海外第三者割当増資」といい、国内第三者割当増資と併せて以下「本件第三者割当増資」と総称する。）を行うことを決議しております。

< 中略 >

7. 当社は、後記「3 株式の引受け」に記載の引受人に対し、協力関係の強化のため、信越化学工業株式会社を当社の指定する販売先(親引け先)として、国内一般募集における発行株式のうち、2,600株を販売することを要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)です。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	3,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(注) 1. 平成25年10月7日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、平成25年10月7日(月)開催の取締役会決議により発行される、公募による新株式発行の発行株式総数33,600株の一部をなすものであります。本募集(以下「国内一般募集」という。)とは別に、米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における当社普通株式の募集(以下「海外募集」という。)及び当社株主が所有する当社普通株式の売出し(以下「海外売出し」という。)が行われます。また、海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した結果、J.P. Morgan Securities plcが当社株主からJPモルガン証券株式会社を經由して借入れる当社普通株式5,850株の米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における売出し(以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」といい、海外募集及び海外売出しと併せて以下「海外募集売出し」と総称する。)を行います。

なお、公募による新株式発行の内訳は、国内一般募集株数3,000株及び海外募集株数30,600株であります。

海外募集売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外における当社普通株式の募集及び売出しについて」及び後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、JPモルガン証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式450株の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。)を行います。

オーバーアロットメントによる国内売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 公募による新株式発行とは別に、平成25年10月7日(月)開催の取締役会において決議した、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のJPモルガン証券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資(以下「国内第三者割当増資」という。)及びJ.P. Morgan Securities plcを割当先とする当社普通株式の第三者割当増資(以下「海外第三者割当増資」といい、国内第三者割当増資と併せて以下「本件第三者割当増資」と総称する。)の募集株式数は、それぞれ450株及び5,850株となります。

< 中略 >

7. 当社は、後記「3 株式の引受け」に記載の引受人に対し、協力関係の強化のため、信越化学工業株式会社を当社の指定する販売先（親引け先）として、国内一般募集における発行株式のうち、2,600株を販売することを要請し、引受人は、当社の要請に基づき親引けを実施します。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）です。

2【株式募集の方法及び条件】

（訂正前）

平成25年10月21日(月)から平成25年10月23日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて、後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は、買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で国内一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、国内一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

（訂正後）

平成25年10月21日(月)（以下「発行価格等決定日」という。）に決定された発行価額にて、後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は、買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で国内一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、国内一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

（1）【募集の方法】

（訂正前）

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	5,600株	1,602,270,000	801,135,000
計（総発行株式）	5,600株	1,602,270,000	801,135,000

- （注）1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年10月1日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	3,000株	772,380,000	386,190,000
計(総発行株式)	3,000株	772,380,000	386,190,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額(発行価額の総額)から増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。

(注) 4. の全文削除

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	未定 (注) 1.	1株	平成25年10月24日(木) (注) 3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年10月30日(水) (注) 3.

(注) 1. 日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成25年10月21日(月)から平成25年10月23日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、国内一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を国内一般募集株数で除した金額とします。

今後、発行価格その他国内一般募集に必要な事項が決定された場合その他本有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成25年10月10日(木)から平成25年10月23日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年10月21日(月)から平成25年10月23日(水)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成25年10月21日(月)の場合、申込期間は「平成25年10月22日(火)」、払込期日は「平成25年10月28日(月)」

発行価格等決定日が平成25年10月22日(火)の場合、申込期間は「平成25年10月23日(水)」、払込期日は「平成25年10月29日(火)」

発行価格等決定日が平成25年10月23日(水)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 国内一般募集の主幹事会社兼ブックランナーは、JPモルガン証券株式会社であります。

5. 国内一般募集は、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家(金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいい、個人投資家を除く。以下同じ。)及び(協力関係の強化のため)当社の指定する販売先を対象として行われ、JPモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

7. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

8. 申込証拠金には、利息をつけません。

9. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成25年10月21日(月)の場合、受渡期日は「平成25年10月29日(火)」

発行価格等決定日が平成25年10月22日(火)の場合、受渡期日は「平成25年10月30日(水)」

発行価格等決定日が平成25年10月23日(水)の場合、受渡期日は「平成25年10月31日(木)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(訂正後)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
268,900 (注)1.	257,460	128,730	1株	平成25年10月22日(火)	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年10月28日(月)

(注)1. 国内一般募集は発行価格にて行います。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 国内一般募集の主幹事会社兼ブックランナーは、JPモルガン証券株式会社であります。

4. 国内一般募集は、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家(金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいい、個人投資家を除く。以下同じ。)及び(協力関係の強化のため)当社の指定する販売先を対象として行われ、JPモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(注)3. の全文削除及び4. 乃至9. の番号変更

3【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	5,600株	<ol style="list-style-type: none"> 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、国内一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計	-	5,600株	-

(注) 引受株式数(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	3,000株	<ol style="list-style-type: none"> 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、国内一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金(1株につき11,440円)となります。
計	-	3,000株	-

(注)の全文削除

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,602,270,000	28,070,000	1,574,200,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年10月1日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
772,380,000	15,040,000	757,340,000

(注) 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

(注) 2. の全文及び1. の番号削除

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額1,574,200,000円については、国内一般募集と同日付をもって取締役会で決議された海外募集の手取概算額7,871,010,000円、国内第三者割当増資の手取概算額上限236,130,000円及び海外第三者割当増資の手取概算額上限1,534,850,000円と合わせ、手取概算額合計上限11,216,190,000円について、以下のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
主要開発パイプラインの一部及び新規開発パイプラインの試験研究その他の研究開発費用(注)1.	8,916	平成25年11月から 平成30年10月まで
その他運転資金(注)2.	2,300	

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額757,340,000円については、国内一般募集と同日付をもって取締役会で決議された海外募集の手取概算額7,724,896,000円、国内第三者割当増資の手取概算額上限113,597,000円及び海外第三者割当増資の手取概算額上限1,476,821,000円と合わせ、手取概算額合計上限10,072,654,000円について、以下のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
主要開発パイプラインの一部及び新規開発パイプラインの試験研究その他の研究開発費用(注)1.	8,916	平成25年11月から 平成30年10月まで
その他運転資金(注)2.	1,156	

<後略>

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）】

(訂正前)

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	840株	250,790,000	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 JPMorgan証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる国内売出しは、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、JPMorgan証券株式会社が当社株主から840株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる国内売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる国内売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数その他オーバーアロットメントによる国内売出しに必要な事項が決定された場合その他本有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成25年10月1日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	450株	121,005,000	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 JPMorgan証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる国内売出しは、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、JPMorgan証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式450株の日本国内における売出しであります。

オーバーアロットメントによる国内売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 3. の全文削除

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる国内売出し)】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込 単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	平成25年10月24日(木) (注)1.	1株	1株につき 売出価格と 同一の金額	J Pモルガン 証券株式会 社の本店		

(注)1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 株式の受渡期日は、平成25年10月31日(木)()であります。

ただし、株式の受渡期日については前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3. オーバーアロットメントによる国内売出しは、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家を対象として行われ、J Pモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

4. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5. 申込証拠金には、利息をつけません。

6. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込 単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
268,900	平成25年10月22日(火)	1株	1株につき 売出価格と 同一の金額	J Pモルガン 証券株式会 社の本店		

(注)1. 株式の受渡期日は、平成25年10月29日(火)であります。

2. オーバーアロットメントによる国内売出しは、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家を対象として行われ、J Pモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

3. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。

5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(注)1. の全文削除及び2.乃至6. の番号変更

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 海外における当社普通株式の募集及び売出しについて

（訂正前）

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しと同時に、米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における当社普通株式の募集（海外募集）及び売出し（海外売出し）が、J.P. Morgan Securities plc（海外引受会社）の総額買取引受けにより行われます。また、後記「4 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のとおり、海外募集及び海外売出しに関連して、その需要状況等を勘案した上で、J.P. Morgan Securities plcが5,460株を上限として借入れる当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における売出し（オーバーアロットメントによる海外売出し）を行う場合があります。

公募による新株式発行の発行株式総数は33,600株であり、国内一般募集株数5,600株及び海外募集株数28,000株を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

< 後略 >

（訂正後）

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しと同時に、米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における当社普通株式の募集（海外募集）及び売出し（海外売出し）が、J.P. Morgan Securities plc（海外引受会社）の総額買取引受けにより行われます。また、後記「4 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のとおり、海外募集及び海外売出しに関連して、その需要状況等を勘案した結果、J.P. Morgan Securities plcが借入れる当社普通株式5,850株の米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における売出し（オーバーアロットメントによる海外売出し）を行います。

公募による新株式発行の発行株式総数は33,600株であり、国内一般募集株数3,000株及び海外募集株数30,600株の募集が行われます。

< 後略 >

3 ロックアップについて

（訂正前）

< 前略 >

親引け先である信越化学工業株式会社は、グローバル・コーディネーターに対し、当社普通株式について、ロックアップ期間中、継続して所有する旨の書面を差入れる予定であります。

（訂正後）

< 前略 >

親引け先である信越化学工業株式会社は、グローバル・コーディネーターに対し、当社普通株式について、ロックアップ期間中、継続して所有する旨の書面を差入れております。

4 オーバーアロットメントによる売出し等について

(訂正前)

国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、JPモルガン証券株式会社が当社株主から840株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数は、840株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、JPモルガン証券株式会社が借入れた株式(以下「国内借入れ株式」という。)の返却に必要な株式をJPモルガン証券株式会社に取得させるために、当社は平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、JPモルガン証券株式会社に割当先とする当社普通株式840株の第三者割当増資(国内第三者割当増資)を、平成25年11月25日(月)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、JPモルガン証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年11月21日(木)までの間(以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、国内借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「国内シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。JPモルガン証券株式会社が国内シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、国内借入れ株式の返却に充当されます。なお、国内シンジケートカバー取引期間内において、JPモルガン証券株式会社は国内シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数から、国内シンジケートカバー取引によって取得し国内借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「国内取得予定株式数」という。)について、JPモルガン証券株式会社は国内第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため国内第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により国内第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

JPモルガン証券株式会社が国内第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、JPモルガン証券株式会社はオーバーアロットメントによる国内売出しにより得た資金をもとに国内取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる国内売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる国内売出しが行われない場合は、JPモルガン証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、JPモルガン証券株式会社は国内第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により国内第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所における国内シンジケートカバー取引も行われません。

また、海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、J.P. Morgan Securities plcが当社株主からJPモルガン証券株式会社を経由して5,460株を上限として借入れる当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における売出し(オーバーアロットメントによる海外売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数は、5,460株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる海外売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる海外売出しに関連して、J.P. Morgan Securities plcが借入れた株式(以下「海外借入れ株式」という。)の返却に必要な株式をJ.P. Morgan Securities plcに取得させるために、当社は平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、J.P. Morgan Securities plcを割当先とする当社普通株式5,460株の第三者割当増資(海外第三者割当増資)を、平成25年11月25日(月)を払込期日として行うことを決議しております。(注)3.

また、J.P. Morgan Securities plcは、国内シンジケートカバー取引期間と同一の期間（以下「海外シンジケートカバー取引期間」という。）（注）4.）中、海外借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「海外シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。J.P. Morgan Securities plcが海外シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、海外借入れ株式の返却に充当されます。なお、海外シンジケートカバー取引期間内において、J.P. Morgan Securities plcは海外シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数から、海外シンジケートカバー取引によって取得し海外借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「海外取得予定株式数」という。）について、J.P. Morgan Securities plcは海外第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため海外第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により海外第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

J.P. Morgan Securities plcが海外第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、J.P. Morgan Securities plcはオーバーアロットメントによる海外売出しにより得た資金をもとに海外取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる海外売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる海外売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる海外売出しが行われない場合は、J.P. Morgan Securities plcによる上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、J.P. Morgan Securities plcは海外第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により海外第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所における海外シンジケートカバー取引も行われません。

上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る上限の売出数の内訳（オーバーアロットメントによる国内売出し840株及びオーバーアロットメントによる海外売出し5,460株）並びに国内第三者割当増資の割当株数840株及び海外第三者割当増資の割当株数5,460株は、国内一般募集株数5,600株並びに海外募集株数28,000株及び海外売出しに係る売出数8,400株を前提とするものであり、最終的な内訳及び割当株数は、発行価格等決定日に、最終的に決定される国内一般募集株数及び海外募集株数に応じて決定されます。

（注） 1. 国内第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 840株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | J P モルガン証券株式会社 |
| (5) 申込期間（申込期日） | 平成25年11月22日(金) |
| (6) 払込期日 | 平成25年11月25日(月) |
| (7) 申込株数単位 | 1株 |

2. 国内シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年10月21日(月)の場合、「平成25年10月23日(水)から平成25年11月21日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年10月22日(火)の場合、「平成25年10月24日(木)から平成25年11月21日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年10月23日(水)の場合、「平成25年10月25日(金)から平成25年11月21日(木)まで
の間」

となります。

3. 海外第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 5,460株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、 <u>会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</u> また、増加する資本準備金の額は、 <u>資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</u> |
| (4) 割当先 | J.P. Morgan Securities plc |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成25年11月22日(金) |
| (6) 払込期日 | 平成25年11月25日(月) |
| (7) 申込株数単位 | 1株 |

4. 海外シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年10月21日(月)の場合、「平成25年10月23日(水)から平成25年11月21日(木)まで
の間」

発行価格等決定日が平成25年10月22日(火)の場合、「平成25年10月24日(木)から平成25年11月21日(木)まで
の間」

発行価格等決定日が平成25年10月23日(水)の場合、「平成25年10月25日(金)から平成25年11月21日(木)まで
の間」

となります。

(訂正後)

国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、JPモルガン証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式450株の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)を行います。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、JPモルガン証券株式会社が借入れた株式(以下「国内借入れ株式」という。)の返却に必要な株式をJPモルガン証券株式会社に取得させるために、当社は平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、JPモルガン証券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資(国内第三者割当増資)を、平成25年11月25日(月)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、JPモルガン証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの申込期間の終了する日の翌日である平成25年10月23日(水)から平成25年11月21日(木)までの間(以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。)、国内借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「国内シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。JPモルガン証券株式会社が国内シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、国内借入れ株式の返却に充当されます。なお、国内シンジケートカバー取引期間内において、JPモルガン証券株式会社は国内シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数から、国内シンジケートカバー取引によって取得し国内借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「国内取得予定株式数」という。)について、JPモルガン証券株式会社は国内第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため国内第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により国内第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

JPモルガン証券株式会社が国内第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、JPモルガン証券株式会社はオーバーアロットメントによる国内売出しにより得た資金をもとに国内取得予定株式数に対する払込みを行います。

また、海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した結果、J.P. Morgan Securities plcが当社株主からJPモルガン証券株式会社を経由して借入れる当社普通株式5,850株の米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における売出し（オーバーアロットメントによる海外売出し）を行います。

なお、オーバーアロットメントによる海外売出しに関連して、J.P. Morgan Securities plcが借入れた株式（以下「海外借入れ株式」という。）の返却に必要な株式をJ.P. Morgan Securities plcに取得させるために、当社は平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、J.P. Morgan Securities plcを割当先とする当社普通株式の第三者割当増資（海外第三者割当増資）を、平成25年11月25日(月)を払込期日として行うことを決議しております。（注）2。

また、J.P. Morgan Securities plcは、国内シンジケートカバー取引期間と同一の期間（以下「海外シンジケートカバー取引期間」という。）中、海外借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「海外シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。J.P. Morgan Securities plcが海外シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、海外借入れ株式の返却に充当されます。なお、海外シンジケートカバー取引期間内において、J.P. Morgan Securities plcは海外シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数から、海外シンジケートカバー取引によって取得し海外借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「海外取得予定株式数」という。）について、J.P. Morgan Securities plcは海外第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため海外第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により海外第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

J.P. Morgan Securities plcが海外第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、J.P. Morgan Securities plcはオーバーアロットメントによる海外売出しにより得た資金をもとに海外取得予定株式数に対する払込みを行います。

(注) 1. 国内第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 450株
(2) 払込金額	1株あたり 257,460円
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は57,928,500円とし、また、増加する資本準備金の額は57,928,500円とする。
(4) 割当先	JPモルガン証券株式会社
(5) 申込期間(申込期日)	平成25年11月22日(金)
(6) 払込期日	平成25年11月25日(月)
(7) 申込株数単位	1株

2. 海外第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 5,850株
(2) 払込金額	1株当たり 257,460円
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は753,070,500円とし、また、増加する資本準備金の額は753,070,500円とする。
(4) 割当先	J.P. Morgan Securities plc
(5) 申込期間(申込期日)	平成25年11月22日(金)
(6) 払込期日	平成25年11月25日(月)
(7) 申込株数単位	1株

(注) 2. 及び4. の全文削除並びに3. の番号変更

5 親引け先への販売について

3 販売条件に関する事項

(訂正前)

親引け先への販売価格は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格と同一となります。

(訂正後)

親引け先への販売価格は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定された発行価格(268,900円)と同一であります。